

令和3年第4回見附市教育委員会臨時会 議事録

○招集日時 令和3年7月13日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第45号 専決処分について(見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要領の制定について) 6月23日付

議第46号 専決処分について(見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要領の一部を改正する要領の制定について) 6月23日付

議第47号 令和4年度使用の教科用図書の採択について

○出席者(5名)

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糺 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹

学校教育課長補佐 関 拓 也

こども課長補佐 高 藤 英 紀

教育総務課係長 山 谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和3年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「6月市議会定例会一般質問について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

6月市議会定例会一般質問について、報告いたします。

今回の一般質問の通告では、教育委員会関連で渡辺議員、佐々木議員、石田議員、樺沢議員の4人の議員より質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、渡辺議員から「夏休みなどの長期休業の放課後児童クラブにおいて、保護者からの昼食弁当に対するニーズ調査を行う予定は無いか？」との質問がありました。

議員が参考にした三条市では、殆どの放課後児童クラブが市直営で運営されていること。また、これに対して見附市内の10箇所の放課後児童クラブは、社会福祉法人や保護者会、コミュニティなどへの委託事業として運営されていること。また、長期休暇中の弁当注文については、取っているところ取っていないところそれぞれであることを説明しました。

各クラブでは現在、保護者のニーズにあった方法で運営していますので、市が改

めて「弁当配送のニーズ調査」を行うことは考えていないと答弁いたしました。

また、「栄養バランスのとれた弁当を市が学校給食受託業者と共同開発し、放課後児童クラブへ提供できないか？」との問いかけに対しては、学校給食センター施設の有効活用契約において事業者側に新たな設備投資が必要となることを説明し、また市内には他にも栄養バランスに配慮した弁当製造・配達ができる業者が複数あることなどから、新たに事業を実施するには、改めて検討して行かなくてはならない旨を答弁いたしました。

次に、佐々木議員から「夜間中学の設置や学びの機会確保について」の質問がありました。

まず、「見附市において不登校などで十分に学べず卒業した、いわゆる「形式卒業者」の児童生徒がどのくらいいるのか？」という質問に対しては、平成30年以降で、義務教育段階での未就学者はいないこと。また中学校卒業後に進学や就職をしなかった生徒が3名いることを答弁いたしました。

次に、様々な理由で「学びの場」を得られなかった人の実態把握やニーズ調査方法を問う質問に対しては、各校で毎日児童生徒の出席状況を確認し、欠席が続く場合は家庭訪問により、当該児童生徒の実態や家庭の状況を把握し、状況に応じた相談を実施していることを説明しました。また、市では教育センター内に適応指導教室「すこやかルーム」を設置しており、学校に行けない子ども達が通える場づくりと学習のサポートを実施していること。また、専門相談員が児童生徒の家庭や在席校へ出向き、支援する「訪問相談」も実施していること。更には、小・中学生に限らず様々な方からの悩みや困りごとを電話相談などで対応しており、必要に応じて中学校卒業後でも学校や関係機関と連携して対応を進めることを考えている旨、答弁いたしました。

次に、石田議員からの「新型コロナウイルス対応における、市独自の子育て現役

世代に対する支援策」についての質問がありました。

令和2年度においては、第1に、義務教育までの子どもを対象に一律1万円を給付する「みつけこども応援臨時給付金給付事業」と、第2に、国が実施した特別定額給付金の対象基準日以降に生まれた子どもに対して一人当たり10万円を給付する「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業」、第3に、R3年4月に義務教育の新1年生となる子どもに対して1人当たり1万円を給付する「おめでとう新1年生特別給付金給付事業」の3つの事業を実施したことを説明しました。

また、第2の「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業」については、給付額を一人当たり5万円とし、R3年度も継続実施していることも答弁いたしました。

最後に、樺沢議員から「見附市のデジタル教科書の普及や各校での活用状況について」の質問がありました。まず、文科省の令和3年度「学習者用デジタル教科書実証事業」に応募した結果については、市内6小学校の5・6年生と、2中学校の全学年が事業採択されたこと。また、各校とも1教科のみで「学習者用デジタル教科書」が導入されることとなっており、小学校においては、既に理科や社会の授業で日常的に教科指導が始められていることを説明いたしました。

また今年度、中学校の英語の授業で導入されるデジタル教科書の活用状況についての質問には、予定どおり「教師用デジタル教科書」を導入しており、教室の大型モニターへ教材を投影し、音声や映像を活用したリスニングやスピーチなどのコミュニケーション活動を積極的に導入していることを説明しました。

また今後、各校において一人一台端末やデジタル教科書を有効に活用して、児童・生徒および教職員の活用能力を高めていくと共に、実証事業の成果と課題が反映される「学習者用デジタル教科書」の導入を想定した研修会の実施やICT支援員の活用を図り、各校の取組みを支援していくことを答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告2「教職員等の新型コロナウイルスワクチン優先接種について」
こども課長と学校教育課長より説明願います。

こども課長

教職員等の新型コロナウイルスワクチンの優先接種についての報告をさせていただきます。まず、見附市の状況から説明いたします。

見附市におきましては、4月13日から医師や市立病院職員、4月20日からは医療従事者を対象に先行接種を開始し、4月下旬には高齢者施設での入所者への接種を行いました。65歳以上の高齢者については、5月6日から保健福祉センター及び市立病院での集団接種と、個別接種として各診療所での接種を進めています。65歳以上の全高齢者のうち、9割以上の方が7月末までに2回目の接種を完了する目途が立っている状況です。

現在では、基礎疾患を有する12歳から59歳の方及び60歳から64歳の方の予約が開始されている状況で、12歳から59歳までの方には7月下旬までに順次接種券が送付される予定であります。

また、県が大規模ワクチン接種センターを長岡市のディアプラザ長岡（旧イトーヨーカドー丸大長岡店）に開設して接種を行うこととなっており、見附市では、市内事業所の従業員を優先的な対象とした接種を7月24日から始めることにしています。

続いて、こども課の関係を報告させていただきます。

保育園やこども園、放課後児童クラブといった施設では、感染拡大防止の観点や

児童や保護者への影響を考えると、保育士をはじめとした施設従事者へのワクチン接種は重要なものと考え、高齢者の集団接種や個別接種のキャンセル枠や、集団接種や個別接種の予約枠に余りがある場合を活用し、6月2日から順次接種を進めています。

接種実績についてですが、保育園、こども園の職員のうち、この枠を使って接種を希望された方は、全体の82.9%であります。このうち、1回目の接種率は100%であり、2回目の接種率は、本日7月13日現在で65%であります。

放課後児童クラブの従事者のうち、この枠を使って接種を希望された方は、全体の48.6%であります。このうち、1回目の接種率は100%であり、2回目の接種率は、本日7月13日現在で79%であります。

2回目の接種がまだ終わっていない方も、7月26日までには全員の接種が完了する予定となっております。

ワクチンの接種については、任意でありますので、従事者全員の接種を義務づけることはできませんが、市内市外在住を問わず、今回のキャンセル枠等を利用した接種を希望された方については、全員の接種に対応できている状況です。

また、任意接種ということもあり把握はしておりませんが、従事者の中には、65歳以上の方もいらっしゃいますので、ご自身で高齢者枠の予約をされた方や、ご家族の職域接種での接種、また、法人の所在地が市外にある園では、その所在地で接種をされた園もあり、全体での接種率は、かなり高いものと考えております。

また、市役所4階に勤務するこども課の職員についても、市民のキャンセルが出たときに、その枠を利用し随時受けさせていただいている状況であります。

こども課につきましては以上でございます。

学校教育課長

見附市立小・中・特別支援学校教職員の新型コロナウイルスワクチン接種について

てご説明をさせていただきます。

多くの児童生徒に接する教職員の感染を防ぐために、見附市立小・中特別支援学校教職員約370名について、キャンセルや優先枠を設けてワクチン接種を行うことになりました。

実施方法ですが、すでに始まっている65歳以上の高齢者への集団接種日のキャンセル分を希望する見附市民の教職員を対象に接種する方法と、64歳以下の集団接種日（夏休み期間中）に優先接種日を設けて、希望する全教職員を対象に接種する方法です。

キャンセル分の接種につきましては、7月1日より開始しています。

夏休みの優先接種については、1回目の接種日が、8月2日、3日、5日、2回目の接種日が、8月23日、24日、29日となっております。現在246名（約67%）の教職員が接種を希望しており、接種日を調整しているところです。この他に、見附市ではなく、居住地の市町村での接種を希望している教職員もいるものと思われま。なお、学校教育課職員につきましても、65歳以上の高齢者への集団接種日のキャンセル枠、64歳以下の集団接種日（夏休み期間中）の優先接種枠を利用し、随時受けさせていただくことになっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問はございませんか。

小 林 委 員

ワクチンについては、TVのニュースで不足していると言われているが、見附は不足なく順調に接種できているのでしょうか。

こども課長

見附市では接種は順調に進んでいます。ワクチンも不足しているという話も今の

ところ聞いていません。12歳から59歳までの方には、7月下旬までに随時接種券が送付され、接種は8月中旬から始める予定ということを担当課から聞いています。

教育部長兼教育総務課長

今、話題になっているのは、ファイザー社製のワクチンが枯渇し始めているという話で、中越地区の集団接種も想定していたものが取りやめになっています。ただ、今回はモデルナ社製のワクチンが使用されるということで、こちらの分は確保されているということです。

市のワクチン接種は、ファイザー社製のものですが、多めに確保していますので、今のところ不足する心配はないということです。

教 育 長

他に質問はございませんか。

小 倉 委 員

12歳以上に接種券が配布されるということですが、これから接種券が届いて、予約をしてから希望者は接種をするということになるのでしょうか。

7月24日以降に接種券が届くようですが、希望者は学業に影響しない時期に接種できたら良いと思います。夏休み中に接種が完了する日程にはならない感じがします。学校での接種の仕方や、教育委員会が学校に働きかけるなど、そういうことはないのでしょうか。

学校教育課長

現在の段階では、担当課と調整している最中ですので、明確な方針についてはまだ決まっていません。

小 倉 委 員

それだと各家庭に接種券が届いた時に、保護者は「どうしようか」と迷うと思う

ので、なるべく接種券が届く前に、「接種券が届きますよ」というお知らせを学校から出せば、保護者が対応しやすいと思います。接種券が届いたが、接種した方が良いのかどうか、保護者が迷う気がします。若い子の方が、副反応は出やすいなどの結果も出ているので、安心して接種が受けられる体制づくりが重要になると思います。

学校教育課長

ご指摘の通りだと思います。接種券の配布の仕方についても健康福祉課が中心と行ってはいますが、保護者が不安に思わないような配布の仕方、接種の仕方について検討してもらうように担当課へ話したいと思います。

教 育 長

他に質問はございませんか。

齋 藤 委 員

今後デルタ株が流行ってきて、関東周辺でも徐々に増えており、段々と地方にも漏れ出しているのではないかとされる。デルタ株は感染率が低年齢化しており、小学生や中学生でも感染しやすい話も出ている。今年の秋は感染が心配だと思っている。各学校で、コロナ感染についてどんな問題があるか、現場の先生が困っていることは何か、聞かせてください。

学校教育課長

各学校、個別には把握していませんが、デルタ株についても科学的なエビデンスに基づいた対応が必要と思っています。状況が変わると随時国からのガイドラインが県を通じて配布されますので、それらを基にして状況に応じた対応を取っていくしかないと考えています。

今、学校としては、昨年と大きく違うところは、昨年度はコロナウイルス自体がよく分からなかったため、色々な活動を中止していく対応をとっていましたが、今

年度は、感染対策を講じた上でできる活動を実施していこうという方針で、各校長は取り組んでいるようであります。デルタ株については、どうなるか見通せませんが、国や県の指針を基にした対応を確実にやっていくということだと思っています。

齋藤委員

千葉県八街市での子どもの交通事故がありました。文科省や県からも通学路の安全点検の通知があり各学校でも点検がされていると思いますが、その結果が分かれば教えていただきたい。

教育部長兼教育総務課長

国土交通省から道路全般についての第一報が来ています。国レベルでも連携の話しになってくるとは思いますが、安全点検の指示がこれから出てくるものと考えています。

例年、通学路の危険箇所調査を行っており、平成30年度までは4月早々に依頼をかけ5月に取りまとめていましたが、教職員異動の繁忙期でもあり調査の精度が課題になっていました。令和元年度からは6・7月に依頼し、8月夏休み明けに調査結果を報告してもらうスケジュールに変更しています。

ちょうどこの調査のタイミングで八街市の事案があり、危険箇所のリストアップを校長会等で依頼しており、現在調査中であります。

齋藤委員

最近、不審者の問題があり、登下校の安全は防犯のほうに力量が置かれていたと思う。交通に関しては視点が弱かったのではないかと考えている。もちろん不審者の問題も大事であるが、子どもたちの登下校の交通安全に絞ってでも、しっかり見ていただきたい。

教育部長兼教育総務課長

関連した情報提供として、見附市では「交通課題検討プロジェクト」という組織

があります。これは建設課だけでなく、教育委員会や企画調整課、総務課などいろいろな部署が関わり、道路だけでなく、側溝や看板、カーブミラーなど色々な観点で総合的に見えています。陳情もありますが課題を点数化し、何が一番危険かということ優先順位を決めて、毎年順次改善しています。この取り組みは、他市よりも組織的に課題を検討し、解消していつているのではないかと思います。

またこのほか、過去に他県で地震によりブロック塀が倒壊し子どもが死亡した事故がありましたが、ブロック塀の危険個所チェックや車両の抜け道対策とした看板の設置なども、この交通課題検討プロジェクトの中で検討していると聞いています。

齋藤委員

子どもは、登校時は前を見て一列でしっかり歩くが、下校時は開放感があって道路に飛び出したりと危険な時がある。そういう面では、改めて子どもたちにも指導していただきたいと思います。

教育長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教育長

日程第3、議第45号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）」並びに、議第46号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の一部を改正する要領の制定について）」の2案を議題といたします。

こども課長より説明願います。

こども課長

議第45号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第18号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から臨時特別給付金の支給について、令和3年5月28日付け厚生労働省の通知に基づき、必要事項を定めたものでございます。

制定内容の概要ですが、支給要件として第2条に対象者を定めております。

概要を説明させていただきますが、対象者につきましては、申請不要の方と申請必要の方がいます。まず申請不要の方ですが、見附市が支給する4月分の児童手当及び特別児童扶養手当受給世帯で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方です。

次に、申請が必要な方ですが、申請不要の方を除いた18歳未満、障害児は20歳未満の児童の養育者であり、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方、新型コロナウイルス感染症により令和3年1月以降に家計が急変し令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にある方がこのたびの給付金の対象となります。

給付額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を支給するものであります。

附則におきまして、この要領は令和3年6月23日から施行するものと定めるものでございます。

続きまして、議第46号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第19号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付

金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の一部を改正する要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

一部改正の理由と内容についてですが、この度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、本要領による（ひとり親世帯分）と、先ほど要領の制定のご承認をお願いしました（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の2種類あり、本要領の制定後に国から制度設計上、重複して受給をすることができない旨の通知がありましたので、その内容についてを追加するものです。

附則としまして、この要領は、公布の日から施行し、改正後の「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領」の規定は、令和3年6月23日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第47号「令和4年度使用の教科用図書の採択について」を議題とします。

この議案につきましては、採択協議会の決定の日までは公開できません。従って、

本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審査は、非公開により進めることといたします。

事務局においては、会議録の調整にあたり、対応をお願いします。

なお、本議案の審議に係る別紙、資料については、取り扱いにご注意願います。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第47号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和3年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時40分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉美砂子